

* 今号は、①関西建設アスベスト京都第2陣訴訟京都地裁判決、②京都職対連第40回定期総会、③労働ニュースアラカルト、④第30回京都労働安全衛生学校開催のお知らせなどです。

I 関西建設アスベスト京都第2陣訴訟京都地裁判決；“勝訴！一建材企業の責任を断罪！”

3月23日、京都地裁は、関西建設アスベスト京都第2陣訴訟の判決を言い渡しました。被害者30人中24人のアスベスト被害に対するアスベスト建材メーカーの共同不法行為責任を認め、損害賠償を命じる原告勝訴判決でした。一方、主に解体作業や屋外作業に従事していた被害者6人については、建材メーカーの責任を認めませんでした。

2021年5月の国と建材メーカーの責任を認めた最高裁判決を受けて、国は謝罪し、建設石綿給付金法が成立し、国との関係では和解が成立しました。ところが建材メーカーは、最高裁判決を含めこれで連続18回となる敗訴となっているにも関わらず、早期の解決を拒否し、未だに無益な争いを続けています。第2陣訴訟の被害者30人の内26人の方がすでに亡くなられています。建材メーカーは無益な争いをただちにやめて、速やかに被害者に謝罪し、補償に応じ、全面解決のための補償基金制度創設に踏み出すべきです。

今回の京都地裁判決を受けて、アスベスト被害者の早期完全救済と被害根絶に向け、いっそう世論と運動を強めることが求められています。



II 京都職対連第40回定期総会



2月25日、京都職対連の第40回定期総会が開催されました。新田会長は、開会あいさつで、アスベスト被災者の救済と予防のとりくみ、過労死防止と被災者支援のとりくみの強化を訴え、結成40周年を迎えた京都職対連の運動と組織への結集の強化を要請しました。芝井事務局長が、議案（総括・方針、決算・予算）の提案を行いました。

認定闘争を闘っている方の紹介・訴えでは、Zoomで「川崎重工業・中国出向エンジニア過労死事件」のご遺

族から支援の訴えもありました。討論では、①京建労の伊東さんが「建設アスベスト被害の掘り起こし」、②西右京地区労・ユニオンひまわりの松永さんが「シックハウス症候群労災認定闘争」、③京教組の中野委員長が「教職員の労働実態」、④メンタルサポート京都の飛驒さんが「メンタルサポート京都の活動」について報告しました。総会では新田会長・芝井事務局長などの2023年度役員を選出しました。全国一般選出の副会長が林書記長となり、池田京都生協労組委員長が退任あいさつをおこないました。

Ⅲ 労働ニュースアラカルト

1 第14次労働災害防止計画

2月13日、厚労省の労働政策審議会（安全衛生分科会）は、「第14次労働災害防止計画」を答申しました。これを受けて、厚労省は2023年度からの中期5か年計画を策定し、目標達成に向けた取組を進めていくこととなります。

計画の目標としては、「①死亡災害の5%以上の減少、②死傷災害については増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少」に転じるとなっています。

計画の重点事項・対策として

- ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ② 労働者（中高年の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進；陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進；メンタルヘルス&過重労働対策、産業保健活動の推進
- ⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進；化学物質、石綿・粉塵、熱中症・騒音、電離放射線



2 労働契約法（無期転換ルール、労働契約関係の明確化など）と労働時間法制（企画業務型&専門業務型裁量労働制）に関する省令及び告示の改正

2月14日、厚労省の労政審・労働条件分科会は、無期転換ルールや労働契約関係の明確化などの労働契約法制と、企画業務型及び専門業務型の裁量労働制についての労働時間法制に関する省令や告示の改正案を「概ね妥当」と認めました。昨年12月27日の労働条件分科会による報告書「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について」にもつづく改正で、厚労省は4月1日付で施行・適用するとしています。

労働条件分科会の12月27日付「報告書」に対して、全労連や全労協、純中立労組懇やM I Cなどで作っている「雇用共同アクション」は、1月30日付で、「裁量労働制の対象業務の追加『了承』の撤回と審議のやり直し」を求めています。

- ① 「課題開発型提案業務やP D C A型業務について、個別具体的にみた場合、現行の対象業務になりうるものがあることが明確になった」という使用者代表委員の誤った法令解釈を否定し、2023年版経労委報告などの該当部分を修正させること。
- ② 「銀行・証券会社において、顧客に対し、合併・買収等に関する考案及び助言をする業務」を、新たに専門業務型裁量労働制の適用業務とする判断は、審議が不十分であり、撤回すること。
- ③ 「裁量労働制」の在り方について、廃止も視野に入れた制度見直しの審議を開始すること。
- ④ 裁量労働制に関する当面の措置要求（省略）
- ⑤ 行政の関与、記録の保存等に関する規制緩和を中止し、規制を強化すること。



3 23春闘

長引くコロナ禍・物価の高騰で労働者・国民のいのちとくらしの危機が進行し、近年になく賃上げに対する期待が高まる下でたまたかわれている2023年の春闘は、3月8日に全労連・国民春闘共闘委員会の集中回答日、9日に全国統一行動日、15日に金属大手の集中回答日を迎えました。

3月24日現在の回答状況は

① 連合・第2回回答集計結果（3月23日集計）

- ・ 加重平均 11,554円、3.76%（前年比+5,102円、+1.63%）
- ・ 300人未満 8,763円、3.39%（" +3,735円、+1.43%）

② 国民春闘共闘委員会・第3次集計（3月23日集計）

- ・ 単純平均 6,287円、2.34%（前年比+30円、+0.26%）
- ・ 加重平均 5,916円、2.06%（" +694円、+0.16%）

* ちなみに時給は、①連合61.73円（前年比+35.48円）、5.91%（3月17日付）、②国民春闘共闘委員会30.1円（同+6.9円）、2.24%（3月23日付）。

全労連は、「初回回答、近年で最高水準の賃上げも生活改善にはほど遠い」として、「4月にかけて物価上昇分を上回る賃上げ回答をめざし、仲間を増やしながら職場と地域一体でのとりくみを強める」としています（3月16日付の全労連第6回幹事会声明）。



4 労働基準法施行規則が「改正」されて、4月1日から「賃金のデジタル払い」が可能に！

《参考》「賃金支払いの5原則」（労働基準法24条）；①. 通貨払いの原則、②. 直接払いの原則、③. 全額払いの原則、④. 毎月1回以上の支払いの原則、⑤. 一定期日払いの原則（労働者の同意を得れば、預貯金口座への振り込み等は可能）

5 2024年4月1日からの障害者雇用率の引き上げ

	現行	2024年4月以降	2026年4月以降
一般事業主	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上
国・地方公共団体等	2.6%	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.5%	2.7%	2.9%
特殊法人	2.6%	2.8%	3.0%

第25回総会までの今期の主なとりくみ日程

4月

25日（火）いの健京都センター2022年度第4回理事会（18：30）

5月

1日（月）メーデー

27日（土）京都総評&いの健京都センター・第30回労働安全衛生学校

6月

20日（火）いの健京都センター第5回理事会（18：30）

7月

8日（土）“Stop!ザ・働き過ぎ！”働き方を見直す京都集会

22日（土）2023年近畿ブロック働くもののいのちと健康を守る学習交流集会 in 京都（ラポール京都）

25日（火）いの健京都センター第6回理事会（18：30）

8月

29日（火）いの健京都センター第25回定期総会

第30回京都労働安全衛生学校の開催のお知らせ



職場・地域における「いの健」(＝働くもののいのちと健康を守る活動)・「ローアン」(＝労働安全衛生活動)活動の基本を学びます。職場・地域の活動にすぐに生かせる基本的なことが学べます。京都総評(京都地方労働組合総評議会)といの健京都センター(働くもののいのちと健康を守る京都センター)の共催で開催する、今年30回目となる定評の学校です。

○ 開催日時：2023年 **5月27日(土)** 午後1時～4時30分

○ 開催場所：**ラポール京都**(京都労働者総合会館)

京都市中京区壬生仙念町30-2(四条御前・北西を歩いてスグ)

● 第1講義(13:00～14:45)

「労働安全衛生法と職場のローアン活動の進め方」

(会場はラポール京都四階・第12会議室、講義60分、質疑・討論45分)

● 第2講義(15:00～16:30)；第2講義はAとBに別れます！

○ A講義「ハラスメント防止法と職場のハラスメントをなくすとりくみ」(会場は四階・第12会議室)

○ B講義「これって労災？～労災保険法入門」(会場は六階・北会議室)

(どちらも講義60分、質疑・討論30分)

◎ 受講料：1,000円(1講義のみは500円)

○ 主催：京都総評&いの健京都センター

(切り取り線)

第30回京都労働安全衛生学校参加申込書

● 団体名()、● 参加者氏名()、● 連絡先()

● 受講を希望する講義に○をつけてください！

第1講義	労働安全衛生法とローアン活動	
------	----------------	--

第2講義A	職場のハラスメントをなくす	
第2講義B	これって労災？～労災保険法入門	

- * 参加の申し込みは、**5月25日（木）午後5時までに**、京都総評（sohyo@labor.or.jp）か
いの健京都センター（ino-ken@topaz.ocn.ne.jp）まで、**メール**で申し込んでください！